

同十一日ヨリ二十五日迄ヲ下半月トシ此期間ノ賃金ヲ月末ニ支拂フ

第四十三條 豫告ナクシテ休業シタルトキハ當日始業時刻前ニ出勤シ備付「タイムレコーダー」ニヨリ自己ノ「カード」ニ時間ヲ記録シタルモノニ限リ日給ノ半額ヲ支給ス但非常事變ノ場合ハ此ノ限リニアラズ

第四十四條 本所ノ都合ニヨリ豫告ヲナサズシテ就業時間ノ二分ノ一ニ達セズ終業シタルトキハ定給作業者ニ限リ日給ノ二分ノ一ヲ支給シ就業時間二分ノ一以上ニ亘リテ終業シタルトキハ全額ヲ支給ス但當日請負作業ヲナシタル者ニ對シテハ當日ノ稼

高以外ニ残り時間ノ二分ノ一ニ相當スル常備工賃ヲ支給ス

第四十五條 工場ノ休日ニハ日給者ニ賃金ヲ支給セズ但特別出勤ヲ命ジタルトキハ定給作業者ニ對シテハ普通工賃以外二割ノ割増金ヲ附シテ支給ス

第四十六條 規定時間外ニ従業ヲ命ジタルトキハ其時間ニ對シ普通賃金ノ外左ノ割合ニヨリ割増金ヲ支給ス

- 一、自午後五時 二割
- 一、至同 八時
- 一、自同 八時 三割
- 一、至同 十時 四割
- 一、午後十時以後 四割